

令和2年度 後方視野・側方視野確認支援装置導入促進助成事業のご案内 (バックアイカメラ)(サイドビューカメラ)

事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、事故防止・安全に資する後方視野ならびに側方視野確認支援装置を導入(装着)する際に、その費用の一部を助成します。

1. 助成要件

以下の条件をすべて満たしていること。

- ①静岡県トラック協会の会員で、かつ、直近四半期までの会費を完納していること。
- ②申請時において、加入後6か月以上経過していること。
- ③社会保険等への加入が適正になされていること。(保険料を納付していること。)

2. 助成期間及び受付期間

令和2年4月1日から令和3年2月15日まで

ただし、「事業完了日」によって申請受付期間が異なりますのでご注意ください。なお、「事業完了日」とは、導入形態(買取りまたはリース)によって次の日をいいます。

◆「買取り」の場合における事業完了日とは・・・

助成対象機器を事業用トラックに装着(または助成対象機器を装着した車両を納車)し、かつ支払いを完了した日

◆「リース」の場合における事業完了日とは・・・

助成対象機器を事業用トラックに装着(または助成対象機器を装着した車両を納車)し、かつリース期間を開始した日

	(事業完了日)	(受付期間)
①	4月 1日から 9月30日まで	6月 1日から10月30日まで
②	10月 1日から 2月15日まで	11月 1日から 2月15日まで

ただし、予算に達した場合は、受付期間内であっても終了(打ち切り)します。

3. 対象装置

後方視野確認支援装置(バックアイカメラ)および側方視野確認支援装置(サイドビューカメラ)
<対象装置詳細は別紙一覧のとおり>

[条件](バックアイカメラ・サイドビューカメラ共通事項)

- ・国からの補助金が交付された場合は、助成対象外となることがあります。
- (サイドビューカメラのみ)
- ・車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着するもの
 - ・(左折巻込み事故防止を目的として)車両左側に側方カメラを装着するもの

4. 予算総額

2,600万円(全ト協予算分を含む)

5. 助成金額(1装置あたり)

機器本体価格(税抜)の1/2(千円未満切捨て)※ただし、上限2万円とします。

6. 助成上限

1事業者あたりの上限は、すべての期間を通じて計30台までとします。

7. 申請方法 ※各書類を静岡県トラック協会業務課あて提出してください。

- ①交付申請書(助成金請求書)
- ②申請内訳書
- ③領収書等の写し(リースの場合はリース契約書の写し)
※手形による支払いの場合は、実績報告時点で支払いが完了(決済)している必要があります。
- ④販売証明書
- ⑤自動車検査証の写し ※サイドビューカメラに限ります。
- ⑥保険料納入告知額・領収済額通知書の写し ※厚生労働省年金局が発行した直近のもの
- ⑦振込先通帳の写し ※金融機関(支店)名・預金種別・口座名義・口座番号を確認できるもの